KITAHAMA + PLUS

 $v_0 = 0$

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。





法務 Troubleshooting パワハラによる様々な弊害

弁護士が教える「私の交渉術」 研修で訪れたドイツでの話





大阪事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目8番16号 大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表) FAX: 06-6202-1080 / 06-6202-9550



東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目7番12号 サビアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表) FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1丁目2番25号 キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表) FAX: 092-263-9991



新しい紛争解決手段

国際仲裁

北浜法律事務所では、国際仲裁に力を入れています。

紛争解決の手段であるという意味では訴訟と同じですが、

訴訟と比べると、国際的に強制執行が容易であること、上訴がないことによる手続の迅速性、

手続の柔軟性、手続の非公開といった企業にとってのメリットがあります。

当所の国際紛争専門弁護士がわかりやすくご紹介します。

弁護士

坂元 国際関係法務 国



坂元 靖昌 弁護士

Yasumasa Sakamoto

京都大学法学研究科法曹養成専攻修了。2007年弁護士登録。2011年~2015年までアメリカ・タイ・ベトナム・インドネシアで勤務。ニューヨーク州弁護士・企業の海外進出・撤退やクロスポーダーM&A、紛争解決を数多く担当。昨今では、日本企業が海外の企業とのトラブルに巻き込まれた際の外国での訴訟、国際仲裁などを手がけ、企業の強力な助っ人として評価が高い。

Profile

児玉 実史 弁護士





東京大学法学部卒。ニューヨーク、シンガポールでの実務経験を経てニューヨーク州弁護士登録。2007年より弁護士法人北浜法律事務所代表社員。複雑化・長期化・高額化しがちな国際紛争を、訴訟・仲裁・調停などのクライアントにとって最適な手段で解決する。国際案件の仲裁ができる数少ない専門家として企業の信頼が厚く、日本仲裁人協会理事、日本国際紛争解決センター事務局次長も務める。



KITAHAMA

クライアントとともに。

第四次産業革命と呼ばれるテクノロジーの劇的な進化により 社会はさらなる変化を遂げようとしています。

平成に増して激動が予測される令和ですが、 企業はいつの時代でもリスクヘッジと事業成長を同時に実現することが 求められ、貴社でもさまざまな取り組みが進んでいることでしょう。

北浜法律事務所では、大阪・東京・福岡の3拠点に84名の優秀な弁護士がいます。 コーポレート、国際関係法務、M&A、不動産、証券、知的財産をはじめとする あらゆる案件に対して高度なリーガルサービスを提供しています。 よくお客様から「風通しのよい事務所ですね」と言われますが、 それはフットワーク、チームワーク、 そして人間味を大切にしているからかもしれません。

リーガルマガジン Vol.2 『KITAHAMA プラス』でも そんな私たちの一端を感じていただけたら嬉しく存じます。





森本宏



争の解決法は、裁判だけじ 13 0

际仲裁」という手段は、メリットが大きい



ともあります。

進出が増え、 取引であれば、もめ事の解決方法とい ありますね。 な紛争だと、 えば「裁判」を連想しますが、国際的 め事も増えてきています。日本国内の 近年、 裁判にはいろいろ問題が それに伴って国際的なも 企業の規模を問わず海外

廷に出向くことになります。 面を現地の公用語に翻訳し、 服して運よく勝訴判決をもらったとし らずあります 容が左右されるというところも少なか がはっきりしないとか、賄賂で判断内 が、国によっては、裁判官の判断根拠 地の裁判官に裁かれることになります と費用だけでも大変ですね。また、現 と、現地の弁護士に依頼し、 東南アジアで裁判を起こされた場合だ 業と東南アジアの企業でもめ事が起き そうですね。例えば、日本の企 控訴されて延々と紛争が続くこ ね。こういった困難を克 現地の法 その手間 全部の書

> ね。 的な問題に関して経験が浅く、理解し 秀ですが、複雑な国際ビジネスや専門 ができるかという執行上の問題があり 日本でとった判決を相手国で強制執行 とに同意してくれるかという問題や 中で交代してしまったりという手続上 ばならなかったり、裁判官が事件の途 坂元 日本で裁判ができれば、 てもらうのに苦労することもあります の問題、外国企業が日本で裁判するこ うな苦労はかなり減ります 英語で作った書面を和訳しなけ また、日本の裁判官はとても優 ね。それで そのよ

裁では、 bitration)』です。互いの主張書面や証 的な紛争解決手段としてよくお勧めす という点は裁判と同じですが、国際仲 拘束力ある法的判断を出してもらう、 拠を提出し、証人尋問をし、第三者に るのは、『国際仲裁(International Ar-児玉 その点、北浜法律事務所で国際 仲裁で用いる言語などを、 裁判官に相当する仲裁人、

> 交通費、 都市、 また、 坂元 私の経験でも、中立公平で、 ぐ依頼者の本社に確認が取れていいで できます。 ぱきと進行してくれる仲裁人を選べれ 争の起こった分野に詳しく、 理中にちょっと確認したいことが出て ば、非常に快適に手続が進みますね 者が合意で自由に決められます。 きた場合も、時差などを気にせず、 仲裁地を我々の地元の京阪神の 仲裁言語を英語としておけば 宿泊費、翻訳費がかなり軽減 地元で審理ができると、審 かつてき

で出た判断に対しては原則控訴ができ 坂元 仲裁であれば、ほかにも、 月には、東京にも同様の仲裁施設がオ 月以降、大阪で、仲裁審理専用施設が 児玉 日本でも、「日本国際紛争解決 にぜひ使っていただきたいと思います。 ープンする見込みですので、 るようになっています。2020年3 非常にリーズナブルな料金で利用でき センター」が設立され、2018年5 その意味で訴訟より早く最終決着 これを機



際調停専門機関として、

京都国際調停

す。国際調停に関しても、日本発の国

2日で合意に至るとも言われていま

国で強制執行をしやすいというメリッ は、裁判所で下された判決に比べ、

大きいですね。

坂元

このように多数のメリット

が 当

なっているわけです。

中

できる可能性もあり

し、仲裁判断

決は仲裁で行う」という実務が主流にからこそ、世界的には、「国際紛争解

ればと思います。 があったら、専門家にご相談いただけ があって無効となると、 できなくなりますので、 結局裁判しか 少しでも疑問

坂元最後に、 ると聞きます。 す」という手法が最近人気になってい 事者間の話を聞いて交渉や合意を促 『国際調停』、すなわち調停人が、「当 紛争解決方法として

近年の国際調停では、専門的なト 手法も取り入れて当事者の本音を聞き 裁条項は置いておくべきです。 論がでません。ですから、調停がうま 仲裁判断のように当事者を拘束する結 の当事者が合意しないかぎり、判決や ニングを受けた調停人が、心理学的な くいかなかったときのことを考え、仲 で和解成立を促す役割ですので、双方 90%の案件が しかし、

児玉 仲裁と異なり、調停人はあく

がある案件は多いと考えています ており、地元日本で調停を試みる価値 センターが20 海外実務経験が豊富で、紛争解決の経験値が高い弁護士を多数有しています。 18年11月に設立され

仲裁判断の内容の当否を原則として問 約という世界で約 160 カ国が批准して 仲裁判断については、ニューヨーク条 裁判所の判決が執行できない国は、 えられています。 わずに、海外で執行できる仕組みが整 いる条約があり、この条約によって タイをはじめたくさんありますが、 その通りで、たとえば、 日本の

児玉

はい。論理的には、

「紛争は仲

になりますね。

という合意をしておくことが必要条件 事者の間で、「紛争は仲裁で解決する」 る仲裁ですが、仲裁を用いるには、

は、

もめてからの合意というのは難し

はいつでもできるはずですが、現実に 裁で解決する」という合意をすること

国際調停も 国際仲裁の他に、

坂元 仲裁はお金がかかるんじゃない

場の都市にするよう、

頑張っていただ

きたいですね。なお、仲裁条項に不備

地を、ご自身の会社の地元あるいは近

ればと思います。

この際、まずは仲裁

いますので、それを活用していただけ いろいろな仲裁機関がHPで公開して おくべきです。仲裁条項のひな型は、 いので、契約の時に仲裁条項を入れて

使えばさらに早く安くできます 性といったメリットを考えると、ト 手続が柔軟に進めやすいとかいった要 話したような、原則上訴がないとか 場合もありえます。しかし、今までお 児玉 日本で裁判をするよりはかかる かという声もありますが。 で仲裁判断を出す制度もあり、 タルでは訴訟より安くていい解決がで 一定額以下の紛争なら3ヶ月や6ヶ月 きることもかなりあると思います。 迅速手続とか簡易手続といって また中立公正性や国際執行の容易 あ

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088

北浜法律事務所は、国際紛争の解決に強い事務所です。

どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

福岡事務所 TEL 092-263-9990

https://www.kitahama.or.jp/



立場からの「落としどころ」に到達す るための受け入れやすいロジックを検 次に、依頼者、相手方、

積むうちに自分なりの進め方で落ち着 いてのぞむことができるようになって たびに緊張したものでしたが、 した。弁護士になった当初は、 平成4年に弁護士登録をしま 経験を 交渉の

をとることが可能となります。

とはいえ、交渉は相手のあることで

交渉相手は、代理人、企業

の要を把握し、交渉のイニシアティブ

この事前準備によって、互いの攻守

裂し、訴訟になった場合の結論を視野 始まります。このときには、交渉が決 の事案を分析し、交渉での「落としど に入れておきます。 ころ」(獲得目標)を探すところから 私の交渉の進め方は、 それぞれの ご相談

「落としどころ」は譲らないという、 臨機応変に攻め方を変えることが必要 相手の主張やリアクションなどを見て、 渉が進むとは限りません。このため、 個人等、様々なバリエーションがある 柔軟かつタフな対応力も、 れやすいロジックに理解を示しつつ となることもあります。相手の受け入 ため、いつも自分の想定のとおりに交

私の交渉術

長い経験から掴み取った現場交渉のノウハウ。

vol.2

交渉の落としどころを 探すことから始めましょう。



滝口 広子 弁護士

Hiroko Takiguchi

大阪大学法学部卒。大阪市役所勤務時代に司法試験合格。コーポ レート全般、争訟、行政分野を多く手がける。様々な企業間取引のア ドバイスやM&Aの経験も豊富で、行政のリーガルサポートも行って いる。コーポレートガパナンスに関する知見を生かして、企業の社外 取締役や、国立大学法人のロースクールの特任教授も務めている。

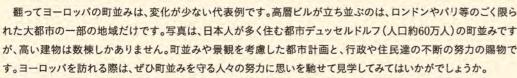


ビジネスパーソンの休憩時間

研修で訪れたドイツでの話

ずっと低いままでいる努力

昔は3高(高学歴・高収入・高身長)、その後は3平(平均的年収・平凡な外見・平穏な 性格)、最近は4低(低姿勢・低依存・低リスク・低燃費)。婚活女子にもてる男子の条件 だそうです。高から低へ、時代とともに価値観は移り変わることの代表例でしょう。









今一度ポイントを押さえておきたいと いると思いますが、法務の立場から ハラに関する社内研修等を実施され みなさんの会社でも、 既に何度かパ

許さないという雰囲気を醸成してい 勢をアピー れ、休職や退職に追い込まれること パワハラの被害者は、 トップ自らが率先して取り組む姿 ルすることで、 パワハラの加害者は、社 人格を傷つ パワ ハラを

過小な要求、⑥個の侵害の6つの典型 関係からの切り離し、④過大な要求、⑤ 身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間 防・解決に向けた提言」において、① めた「職場のパワーハラスメントの予 そして、パワハラの予防・解決のた ターンに分類されています。 パワハラは、 厚生労働省がとりまと

職場のパワーハラスメントを

以下の7つのポイントが挙げられま

社内の実態を的確に把握

めの基本的枠組みの構築手順として、

予防するために

- ✓ トップが明確なメッセージを出すこと
- ✓ 就業規則、ガイドライン等のルールを決める
- ✓ アンケート等で実態を把握する
- ✓ 研修等で教育する
- ✓ 組織の方針や取組を周知・啓発

解決するために

- ✓ 相談窓口の設置や外部専門家との連携
- ✓ 行為者に対する再発防止研修を行う

間」であることを、

るような取り組みにつなげてもらえれ 今一度再認識で

0年4月、中小企業が22年4月の見通 は是正指導の対象となります。 ハラ防止のために、雇用管理上必要な しです。同法では、 務化の時期は早ければ大企業が202 法の改正案が、2019年5月29日の れ、適切な措置を講じていない場合に **措置を講じることが事業主の義務とさ** 参院本会議で可決、成立しました。義 人が、互いに人格を尊重されるべき「仲 ご承知のように、労働施策総合推進 老若男女問わず社内の一人一 職場におけるパワ

生産性の低下、 象となる場合もあり 民事上の責任を問われかねません。 ウン等々の損失を被ったり、 を認識しながら放置したような場合は 会社も、職場環境の悪化、 人材流出、 パワハラ メージダ 村村村村村村

懲戒処分や訴訟の対 内での信用を失い

大石 武宏 弁護士





京都大学法学部卒。企業法務を中心に取り扱っており、製 造業、医療、教育、福祉、IT、金融その他のサービス業など クライアントは多岐に亘る。交渉、訴訟等の法的手続の代 理人や、契約締結交渉・組織再編におけるリーガルアドバ イザーとして活動し、株主総会指導や経営判断サポートを 含むコーポレートガバナンスに関するアドバイスも幅広く





File / 02

パワハラによる様々な弊害」